

## 学校保健及び学校安全表彰要項

平成 7年	5月 1日	文部大臣裁定
平成 8年	5月 10日	一部改正
平成13年	1月 6日	一部改正
平成13年	4月 5日	一部改正
平成14年	4月 19日	一部改正
平成15年	4月 25日	一部改正
平成19年	6月 8日	一部改正
平成22年	6月 18日	一部改正
平成27年	5月 26日	一部改正
平成28年	5月 31日	一部改正
平成29年	5月 24日	一部改正
平成30年	5月 18日	一部改正
令和 元年	5月 24日	一部改正

### 第1 趣 旨

学校保健及び学校安全の普及と向上に尽力し多大の成果をあげた個人、学校及び団体を文部科学大臣が表彰し、もって学校保健及び学校安全の振興に資する。

また、学校や通学路における子供の安全を見守る自主的な取組が多くの地域で行われている現状及びその重要性に鑑み、子供の安心・安全な学校教育活動に貢献する優れた活動を行っている団体に学校安全ボランティア活動奨励賞を贈り、もって学校安全の振興に資する。

### 第2 表彰の対象

表彰の対象は以下のものとする。

#### 1 学校保健及び学校安全表彰関係について

〔個人〕

ア 国公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長（園長、副園長、教頭、副校長。以下「校長等」という。）、養護教諭及び教諭等

イ 国公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

ウ 学校保健行政等関係者

〔学校〕

国公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

〔団体〕

地域別の学校保健関係団体及び学校安全関係団体（市区町村（郡）単位の学校保健会、医師会（学校医部会等）、学校歯科医会、学校薬剤師会及び交通安全推進協議会等で自主的かつ組織的な活動を行っている団体をいう。）

## 2 学校安全ボランティア活動奨励賞関係について

〔団 体〕

子供を守るために、通学時の保護・誘導や校内のパトロールをするなどの実践的なボランティア活動を行っている団体（町内会・自治会、商店街、ボランティア団体等で自主的かつ組織的な活動を行っている団体をいう。）

## 第3 被表彰候補者等の推薦

### 1 学校保健及び学校安全表彰関係について

都道府県教育委員会は次に定める推薦数及び基準によって被表彰候補者等の推薦を行うものとする。その際、私立学校関係については各都道府県知事と連絡協議を行った上で、各都道府県教育委員会において取りまとめて推薦するものとする。

なお、被表彰候補者等を推薦するに当たっては、学校保健関係者及び学校安全関係者による選考のための審査会を設けて審査の上、推薦するものとする。

#### （1）推薦数

都道府県教育委員会は、学校保健関係の個人、学校及び団体並びに、学校安全関係の個人、学校及び団体の中から、別表に定める数を上限としてそれぞれ選考し、推薦するものとする。

なお、この推薦数は、管下の指定都市に所在する被推薦者等の数を含むものである。

#### （2）選考及び推薦の基準

都道府県教育委員会は、当該都道府県において学校保健又は学校安全の推進に功績があり、かつ、その成果が学校保健又は学校安全の全国的な水準の向上に貢献し得ると考えられるものについて、それぞれ次に掲げる要件を考慮して選考し、推薦を行うものとする。

なお、「個人」においては、学校保健表彰の推薦に当たっては、既に学校保健の功勞により文部科学大臣表彰を受けたものを除くものとし、学校安全表彰の推薦に当たっては、既に学校安全の功勞により文部科学大臣表彰を受けたものを除くものとする。

また、「学校」及び「団体」においては、学校保健表彰の推薦に当たっては、既に学校保健の功勞により文部科学大臣表彰を受けてから10年に満たないものを除くものとし、学校安全表彰の推薦に当たっては、学校安全の功勞により文部科学大臣表彰を受けてから10年に満たないものを除くものとする。

#### ① 学校保健表彰関係について

〔個 人〕

ア 校長等、養護教諭及び教諭等

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）又は（エ）の要件を満たしていること。

（ア）概ね30年以上の校長又は教員としての経験（教育関係機関の職員としての経験を含む。）を有する者であり、かつ、学校保健関係機関・団体の役員又は教育関係機関の職員としてあわせておおむね10年以上にわたって学校保健の推進に務め、功績があること。

（イ）全国的な大会、研修会等において研究発表、指導助言等を行うなど学校保健の全国的な水準の向上に寄与していること。

（ウ）原則として、各都道府県又は学校の設置者（各都道府県において表彰の対象となっていない場合に限る。以下同じ。）において学校保健、教育功労等の学校教育関連の表彰を受けていること。

（エ）（ア）、（イ）及び（ウ）の要件を満たす者と同等又はそれ以上の功績があると認められること。

#### イ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

次に掲げる（ア）及び（イ）又は（ウ）の要件を満たしていること。

（ア）おおむね20年以上の学校医、学校歯科医又は学校薬剤師としての経験を有する者であり、かつ、学校保健の推進に務め、功績があること。

（イ）原則として、各都道府県又は学校の設置者において学校保健、教育功労等の学校教育関連の表彰を受けていること。

（ウ）（ア）及び（イ）の要件を満たす者と同等又はそれ以上の業績があると認められること。

#### ウ 学校保健行政等関係者

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）又は（エ）の要件を満たしていること。

（ア）学校保健関係機関・団体の役員等として、学校保健の推進に務め、功績があること。

（イ）全国的な大会、研修会等において講義、研究発表、指導助言等を行うなど学校保健の全国的な水準の向上に寄与していること。

（ウ）原則として、各都道府県又は学校の設置者において学校保健、教育功労等の学校教育関連の表彰を受けていること。

（エ）（ア）、（イ）及び（ウ）の要件を満たす者と同等又はそれ以上の功績があると認められること。

#### [学 校]

次に掲げる（ア）、（イ）、（ウ）及び（エ）の要件を満たしていること。

（ア）関係法令等に基づき、保健教育及び保健管理が計画的かつ組織的に実践されていること。

（イ）学校保健活動に関して家庭、地域及び学校保健関係機関・団体との密

接な連携が行われ、成果をあげていること。

(ウ) 学校保健活動に関して創意工夫し、特色ある実践を行っていること。

(エ) 原則として、各都道府県又は学校の設置者において学校保健関連の表彰を受けているか、又はそれと同等若しくはそれ以上の功績があると認められること。

[団 体]

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)の要件を満たしていること。

(ア) おおむね20年以上にわたり、積極的に保健教育の推進に務め、各都道府県において学校保健の推進に功績があること。

(イ) 都道府県又は全国的な大会、研修会等において研究発表、指導助言等を積極的に行うなど学校保健の全国的な水準の向上に寄与していること。

(ウ) 原則として、各都道府県又は学校の設置者において学校保健関連の表彰を受けているか、又はそれと同等若しくはそれ以上の功績があると認められること。

② 学校安全表彰関係について

[個 人]

ア 校長(園長)及び教員

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)又は(エ)の要件を満たしていること。

(ア) おおむね30年以上の校長又は教員としての経験(教育関係機関の職員としての経験を含む。)を有する者であり、かつ、学校安全関係機関・団体の役員又は教育関係機関の職員としてあわせておおむね10年以上にわたって学校安全の推進に務め、功績があること。

(イ) 都道府県又は全国的な大会、研修会等において研究発表、指導助言等を行うなど学校安全の全国的な水準の向上に寄与していること。

(ウ) 原則として、各都道府県又は学校の設置者において学校安全、教育功労等の学校教育関連の表彰を受けていること。

(エ) (ア)、(イ)及び(ウ)の要件を満たす者と同等又はそれ以上の功績があると認められること。

イ 上記以外の者

アの要件に準じた功績等があること。

[学 校]

次に掲げる(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)及び(オ)の要件を満たしていること。

(ア) 関係法令等に基づき、安全教育及び安全管理が計画的かつ組織的に実践されていること。

(イ) 学校安全活動に関して家庭、地域及び学校安全関係機関・団体との密

接な連携が行われ、成果をあげていること。

- (ウ) 学校安全活動に関して周辺地域や他団体の模範となるような取組を実施しているなど、創意工夫し、特色ある実践を行っていること。
- (エ) 原則として、例えば、各都道府県において学校安全関連の表彰を受けているか、又は各都道府県における学校安全の普及啓発について貢献があり、その成果が継続されていること。
- (オ) 推薦を行う年度の前年度以前5年間及び推薦までの間において、学校管理下での幼児、児童及び生徒等の死亡事故等重大な事故が発生していないこと。

#### [団 体]

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)の要件を満たしていること。

- (ア) おおむね20年以上にわたり、積極的に安全教育の推進に務め、各都道府県において学校安全の推進に功績があること。
- (イ) 都道府県又は全国的な大会、研修会等において研究発表、指導助言等を積極的に行うなど学校安全の全国的な水準の向上に寄与していること。
- (ウ) 原則として、各都道府県又は学校の設置者において学校安全関連の表彰を受けているか、又はそれと同等若しくはそれ以上の功績があると認められること。

## 2 学校安全ボランティア活動奨励賞関係について

都道府県教育委員会は次に定める推薦数及び基準によって受賞候補者の推薦を行うものとする。

なお、受賞候補者を推薦するに当たっては、学校安全関係者による選考のための審査会を設けて審査の上、推薦するものとする。

### (1) 推薦数

都道府県教育委員会は、学校安全ボランティア活動奨励賞関係の団体の中から、別表に定める数の団体をそれぞれ選考し、推薦するものとする。

### (2) 選考及び推薦の基準

都道府県教育委員会は、当該都道府県において学校安全ボランティア活動が他の規範となる活動と認められる団体について、それぞれ次に掲げる要件を考慮して選考し、推薦を行うものとする。

#### [団 体]

次に掲げる(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)及び(カ)又は(オ)及び(カ)の要件を満たしていること。

- (ア) おおむね10年以上にわたり、積極的に通学時の保護・誘導や校内パトロールをするなどの実践的なボランティア活動を実施し子どもの安全・安心な学校教育活動に貢献する優れた活動を行っていること。

- (イ) 学校安全活動に関して家庭、地域及び学校安全関係機関・団体との密接な連携が行われ、成果をあげていること。
- (ウ) 都道府県規模程度の研究大会、研修会等において事例として発表される等、学校安全に係る活動が広く紹介され、他団体等に影響を与えていること。
- (エ) 学校安全活動が継続されており、今後においても参加人数の増加等の取組の充実が考えられる団体であると認められること。
- (オ) (ア)、(イ)、(ウ) 及び (エ) の要件を満たす団体と同等又はそれ以上の功績があると認められること。
- (カ) 推薦を行う年度の前年度以前5年間及び推薦までの間において、当該団体の活動中における幼児、児童及び生徒等の死亡事故等重大な事故が発生していないこと。

### 3 国立大学法人からの推薦について

国立大学法人は、上記の「1の(2)」及び「2の(2)」の「選考及び推薦の基準」の要件を満たしているものを推薦するに当たっては、当該国立大学法人において審査の上、推薦するものとする。

また、学校保健表彰、学校安全表彰及び学校安全ボランティア活動奨励賞の推薦数は、それぞれ1とする。

## 第4 推薦書等の提出

都道府県教育委員会及び国立大学法人は、被表彰候補者等の推薦に当たっては、それぞれの候補者等について以下に掲げる書類を作成し、文部科学省総合教育政策局長又は文部科学省初等中等教育局長に提出するものとする。

### 1 個人

- (1) 別紙様式1の「学校保健及び学校安全表彰推薦書」(2部)
- (2) 別紙様式4の「履歴書」(2部)

### 2 学校

- (1) 別紙様式2の「学校保健及び学校安全表彰推薦書」(2部)
- (2) 当該学校が学校保健又は学校安全の推進に積極的に取り組んだ経過をまとめた資料(1部)
- (3) 別紙様式5の「功績調書」(2部)(学校安全表彰関係のみ)

### 3 団体(学校保健及び学校安全表彰)

別紙様式2の「学校保健及び学校安全表彰推薦書」(2部)

### 4 団体(学校安全ボランティア活動奨励賞)

別紙様式3の「学校安全ボランティア活動奨励賞推薦書」(2部)

### 5 その他審査に必要な書類

## 第5 被表彰者等の審査及び決定

文部科学大臣は、都道府県教育委員会及び国立大学法人の推薦するもの及びこれらのもと同等の功績があると認められるものについて、学識経験者の意見を聴いて審査を行い、被表彰者等を決定する。

## 第6 表彰の方法

表彰は、当該年度に開催される全国学校保健・安全研究大会等において、文部科学大臣の表彰状を授与して行う。

## 第7 その他

文部科学省は、この要項に基づいて学校安全関係で表彰された学校のうちから、翌年度の「国民安全の日」の内閣総理大臣表彰候補校を推薦するものとする。

## 附 則

この裁定は、平成31年4月1日から実施し、令和元年度における表彰から適用する。

## 別表

学校保健及び学校安全表彰の推薦数

	学校保健表彰	学校安全表彰	学校安全ボランティア活動奨励賞
東京都	9	3	9
北海道及び大阪府	7	2	3
埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県及び兵庫県	6	2	3
宮城県、福島県、茨城県、新潟県、静岡県、岡山県、広島県、福岡県及び鹿児島県	5	2	3
上記以外の県	4	1	3

## 備 考

- 1 推薦に当たっては、特定の対象者・団体等に偏ることなく推薦すること。また、学校保健表彰について上記に定める上限人数を推薦する場合、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師以外のものを1以上含むものとする。
- 2 指定都市を含む道府県の学校安全ボランティア活動奨励賞に関する推薦数につ

いては、別表に定めるほか、当該道府県内の指定都市1につき、3を加算した数とする。